

# 20歳未満の者の禁煙支援相談事業

禁煙支援を必要とする小・中・高等学校



①学校から保護者へ子どもの禁煙相談の同意を得る



連絡

保護者

②禁煙相談を依頼

依頼



医療政策課  
(相談窓口)

連絡・サポート

- ④学校に相談日を連絡の上、問診票を送付
- ⑦学校へ経過のフォローとサポートを行う

⑥医療機関は相談報告書を医療政策課へ提出

報告

依頼・調整

③聞き取った相談依頼内容を医療機関に伝え、相談日を調整する。

⑧医療機関へ相談費用を支払う（予算の範囲内で）

⑤相談支援の開始（原則、学校及び保護者が同行）

禁煙支援相談  
対応医療機関



※初回相談以後の治療に関しては、医師との話し合いにより実施